

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年10月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 株式会社三協設備

(1) 届出業者名等

京都市西京区桂上野東町158番地

株式会社三協設備

代表取締役 山岡孝雄

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市西京区桂上野東町92番地の2から京都市西京区桂上野東町158番地に変更

(3) 指定期間

平成17年10月14日から平成22年3月31日まで

2 大喜設備工業株式会社

(1) 届出業者名等

京都市西京区桂徳大寺南町43番地

大喜設備工業株式会社

代表取締役 山口喜代次

(2) 変更事項（営業所の変更）

指定営業所所在地を京都市西京区桂河田町13番地の3から京都市西京区桂徳

大寺南町43番地に変更

(3) 指定期間

平成17年10月14日から平成22年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)